

# 川崎市新型コロナウイルス感染症 に係る予防接種実施計画 〔改定版〕

令和3年11月  
川崎市

# 目 次

1	計画の趣旨と方針	1
(1)	趣旨	1
(2)	実施期間	1
(3)	策定方針	2
2	接種対象者	3
(1)	対象者の範囲及び接種費用	3
(2)	接種場所の原則と例外	3
(3)	ワクチンの種類	3
(4)	追加接種の対象者と体制の確保	4
3	接種状況	5
(1)	接種回数	5
(2)	接種率	6
(3)	月別の接種回数	6
4	接種スケジュール	7
5	接種体制	8
(1)	基本方針	8
(2)	集団接種	8
(3)	個別接種	10
(4)	巡回接種	12
6	ワクチン接種に関連する主な対応	14
(1)	医療従事者等への追加接種	14
(2)	市民に対する情報提供等	14
(3)	ワクチン接種の予約受付	15
(4)	副反応への対応	15
(5)	ワクチンロス防止の取組例	16
(6)	障害者・外国人・戸籍又は住民票に記載のない者への対応	16
7	市内医療関係団体との連携	18
8	様式類	19
(1)	接種券	19
(2)	予診票	20

# 1 計画の趣旨と方針

## (1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、市民の生命と健康を守るため、総力を挙げてその対策に取り組んでいる。

令和2年12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」（令和2年法律第75号）が施行され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）を予防接種法の臨時接種に位置付け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において新型コロナワクチンの接種を実施することが決定した。

その後、国から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等のガイドラインが示された。

これらを踏まえ、本市における新型コロナワクチンの接種対象者、接種体制などを示すため、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」を策定し、接種を実施しているところである。

この度、令和3年11月16日に「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」が公布されるなど、関係法令等が改正され、12月1日から追加接種（3回目接種）を開始することになった。

追加接種（3回目接種）における都道府県と市町村の役割として、市町村においては住所地で接種を受けられるよう接種体制を確保し、都道府県が市町村を支援しながら進捗を管理することが示されている。

追加接種（3回目接種）が開始することを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画」を改定する。

なお、本計画は現時点の内容であり、今後の国・県の方針やワクチンの薬事承認・供給の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## (2) 実施期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

- 市民向け接種の実施期間は、令和3年4月12日から令和4年9月30日まで
- 追加接種（3回目接種）の実施期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日まで

### (3) 策定方針

---

本計画の策定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

- 川崎市医師会、川崎市病院協会、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会等の医療関係団体と協議する。
- 接種実施医療機関等において、感染症が拡大することのないよう、感染防止対策を講じる。
- 予防接種の実施にあたっては、あらかじめ予防接種を行う医師に対し、実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者について説明する。
- 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な負荷が生じないように配慮する。

## 2 接種対象者

### (1) 対象者の範囲及び接種費用

#### ア 対象者の範囲

新型コロナワクチンの接種は、接種を行う日に住民基本台帳に記載されている12歳以上の者を対象として行う。ただし、追加接種（3回目接種）は18歳以上の者が対象となる。

なお、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づくいわゆる薬事承認において、接種の適応とならない者は、接種の対象から除外する。

また、新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者については、当該者の同意を得た上で、接種を実施する。

#### イ 接種費用

接種を受ける際の費用は、全額公費負担とする。

### (2) 接種場所の原則と例外

新型コロナワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。

ただし、医療従事者が勤務先の医療機関で接種を受ける場合や、長期入院や長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外で接種を受けることができる。

### (3) ワクチンの種類

追加接種（3回目接種）は、1・2回目接種に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNA ワクチン（ファイザー社又は武田／モデルナ社）を使用する。また、当面、追加接種（3回目接種）には、薬事承認されているファイザー社のワクチンを使用する。

なお、薬事承認を前提に、武田薬品工業株式会社が米国ノババックス社から技術移管を受けて国内で生産及び流通を行う新型コロナウイルスワクチンの供給も予定されている。

mRNA ワクチンの特性は、次のとおりである。

	ファイザー社	武田/モデルナ社
ワクチンの種類	mRNA ワクチン	mRNA ワクチン
保存温度	-90℃～-60℃	-20℃±5℃
単位	6回分/バイアル	10回分/バイアル
バイアル開封後の保存条件	希釈後、室温で6時間 ※冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を1か月以内に行う ※室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う	一度針をさしたものは、2～25℃で6時間 ※解凍は、2～8℃で2時間半又は15～25度で1時間 ※解凍後の再凍結は不可 ※希釈不要
備考	・医療機関では、超低温冷凍庫、通常の冷凍庫又は冷蔵庫で保管 ・-25～-15℃に移し、同温度で最大14日間保存することができる。なお、1回に限り、再度-90～-60℃に戻し保存することができる。	・医療機関では、冷凍庫（-20℃±5℃）で保管

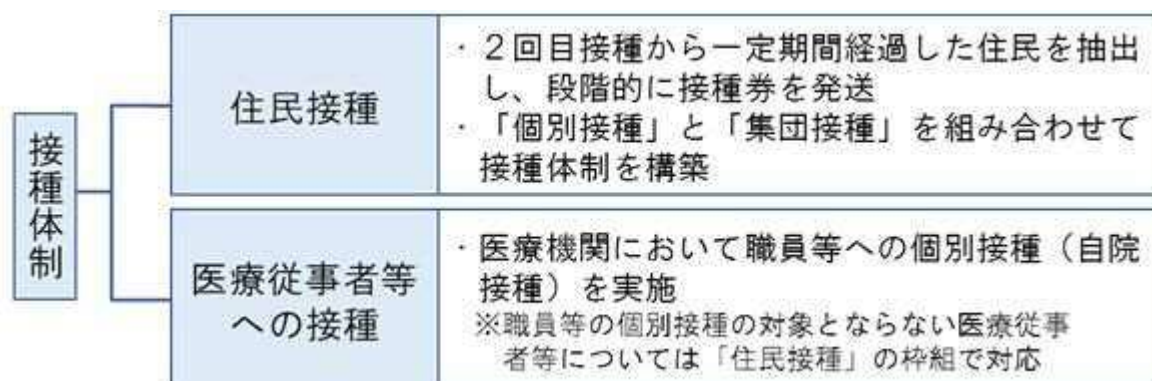
#### （４） 追加接種の対象者と体制の確保

追加接種（3回目接種）においては、2回目接種を受けた18歳以上の希望者が対象となる。

2回目接種の終了から、原則8か月以上の間隔をおいて、1回の追加接種（3回目接種）を実施する。

接種の実施にあたっては、住民を対象とした接種体制と、医療従事者等を対象とした接種体制を確保する。

図1 接種体制のイメージ



### 3 接種状況

国のワクチン接種記録システム（VRS：Vaccine Record System）への登録に基づく1・2回目接種状況は次のとおりである。なお、集計時点での登録数であり、今後の報告によって、数値が変動することがある。

#### (1) 接種回数

1回目接種を1,150,426回、2回目接種を1,122,472回実施し、総接種回数は2,272,898回になった。

図2 累計接種回数

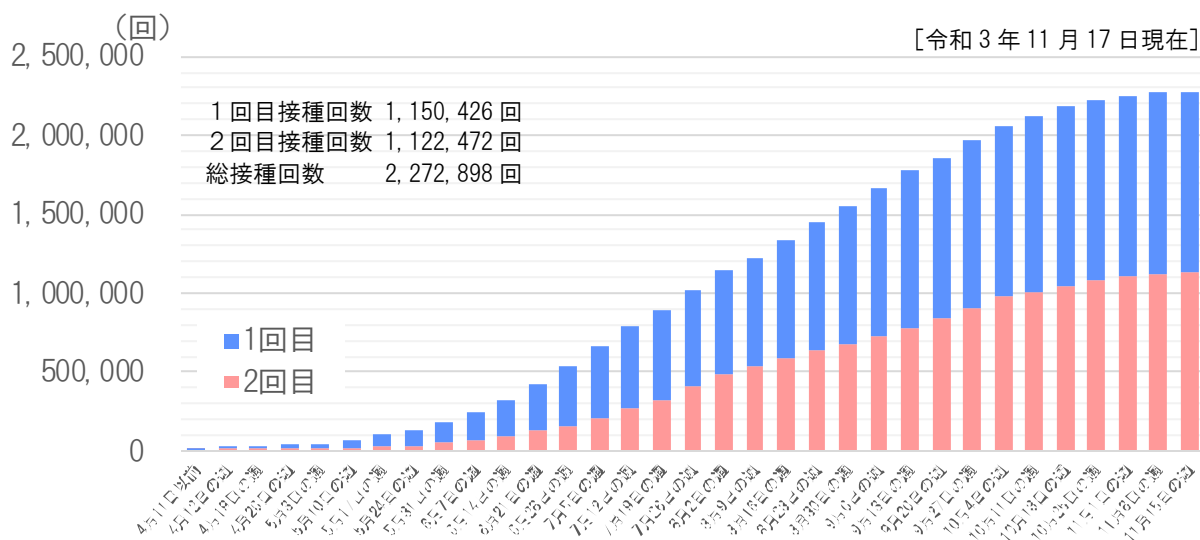
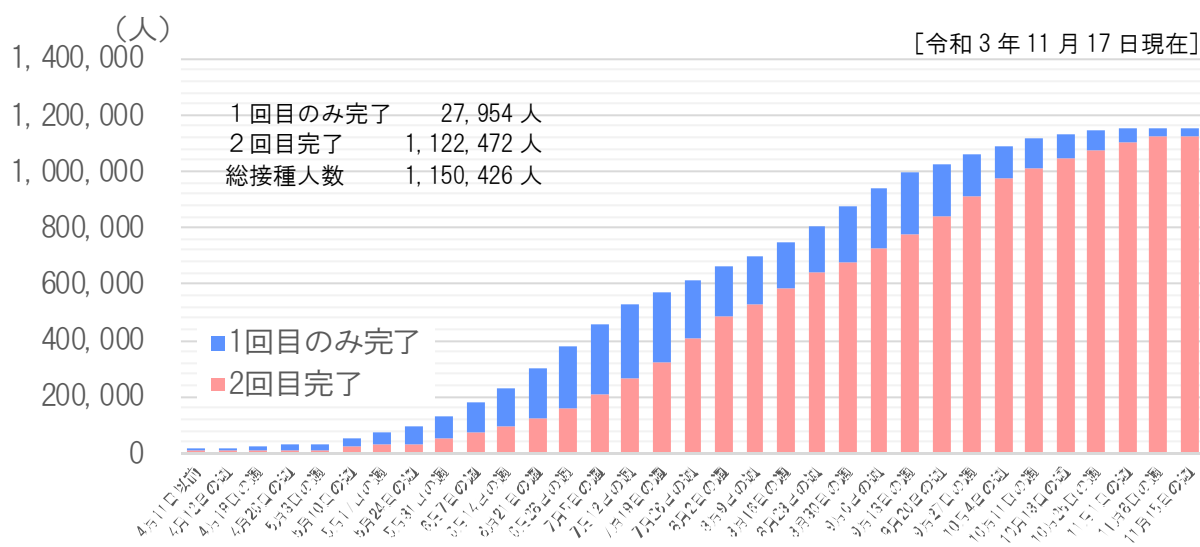


図3 累計接種人数

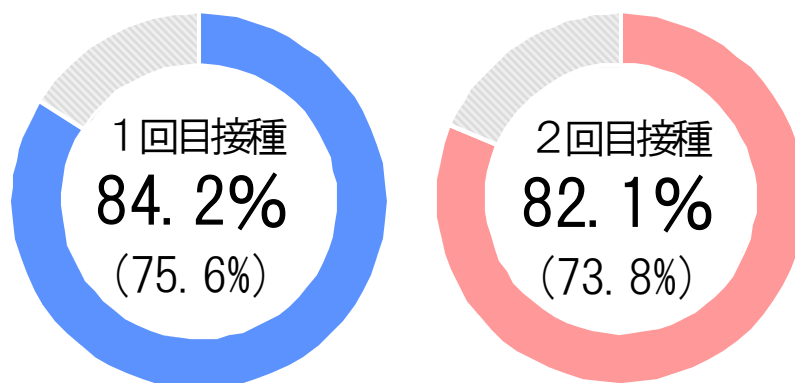


## (2) 接種率

対象者（12歳以上）の接種率は、1回目接種 84.2%、2回目接種 82.1%となった。なお、全市民を対象とした場合の接種率をカッコ内に示している。

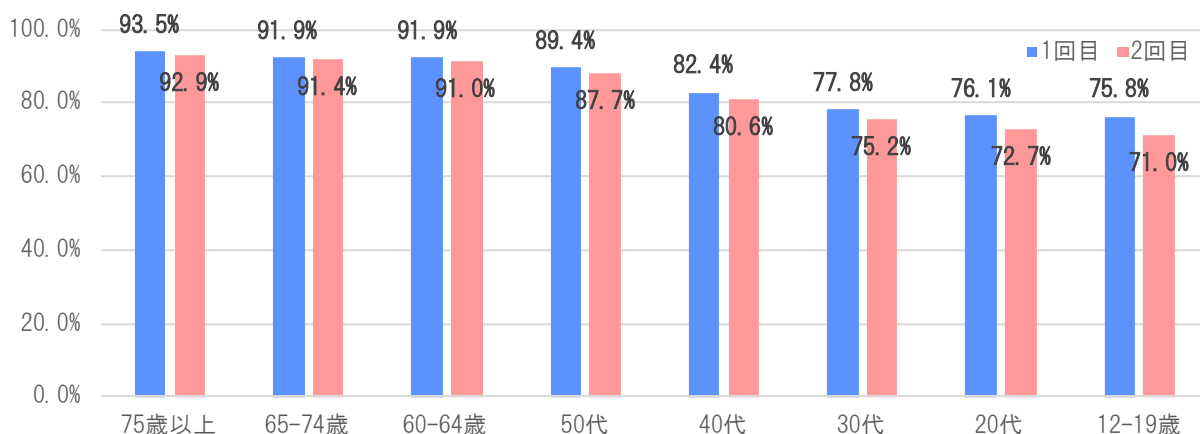
図4 接種率  
[全対象者の接種率]

[令和3年11月17日現在]



[年代別の接種率]

[令和3年11月17日現在]



## (3) 月別の接種回数

月別の接種回数は次のとおりである。 [令和3年11月17日現在]

	令和3年								合計
	4月まで	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月見込	
1回目接種	2.6万回	7.2万回	23.3万回	27.6万回	21.1万回	22.3万回	9.9万回	1.0万回	115.0万回
2回目接種	0.9万回	2.4万回	10.5万回	26.0万回	24.8万回	23.2万回	19.6万回	6.0万回	113.4万回
合計	3.5万回	9.6万回	33.8万回	53.6万回	45.9万回	45.5万回	29.5万回	7.0万回	228.4万回



## 4 接種スケジュール

追加接種（3回目接種）のスケジュールのイメージ及び対象者の概数は、次のとおりである。

2回目接種の終了から8か月を経過する前月に、段階的に接種券を発送し、順次、追加接種（3回目接種）を実施する。

なお、今後、新たに1・2回目接種の対象となる年齢の者については、誕生月に接種券を発送する。

図5 接種スケジュールのイメージ

	令和3年		令和4年						
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
接種券発送	●発送 (12月接種対象者)		●発送 (1月接種対象者)	●発送 (2月接種対象者)	●発送 (3月接種対象者)	●発送 (4月接種対象者)	●発送 (5月接種対象者)	●発送 (6月接種対象者)	●発送 (7月接種対象者)
実施時期	事前の準備・調整	医療従事者等への3回目接種		高齢者への3回目接種			高齢者以外への3回目接種		
接種対象者数	—	0.9万人	2.4万人	10.5万人	26.0万人	24.6万人	21.7万人	16.9万人	5.0万人

## 5 接種体制

### (1) 基本方針

本市においては、安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての市民に新型コロナワクチンを接種できる体制を構築する。

住民接種では、身近な地域の医療機関（かかりつけ医療機関）で実施する個別接種を基本に、集団接種や巡回接種を組み合わせる接種を実施する。

なお、各接種体制の定義は次のとおりとする。

接種体制	定義
集団接種	市が設置する接種会場等において予防接種を実施
個別接種	市内の協力医療機関において予防接種を実施
巡回接種	高齢者施設等への巡回による予防接種を実施

### (2) 集団接種

#### ア 接種体制の考え方

- 2回目接種完了の状況を踏まえた接種体制が必要である。
- 集団接種の実施には、市内の医療機関・関係団体の協力が不可欠であるが、通常の医療（診療）に並行して個別接種を実施している状況を踏まえ、接種会場数と医療従事者確保のバランスが重要となる。

#### イ 接種体制の方向性

- 今後の定期接種化等の動向を見据え、近隣の医療機関での接種を基本に、個別接種体制を補完する役割として、集団接種会場を開設する。
- 対象者等の人数や特性に応じて、運営時間の変更を行うとともに、会場運営の最適化・効率化を図る。
- 新規対象者等に対応するため、1・2回目の接種を一部実施する。

#### ウ 高齢者接種時期の集団接種会場の開設・運営（令和4年2月～4月）

- 高齢者の移動負担等を考慮し、各区に集団接種会場を設置する。
- 開設時間は、午前・午後を中心に、土日を含めて週5日の運営とする。
- ファイザー社及び武田／モデルナ社のワクチン接種会場を確保する。

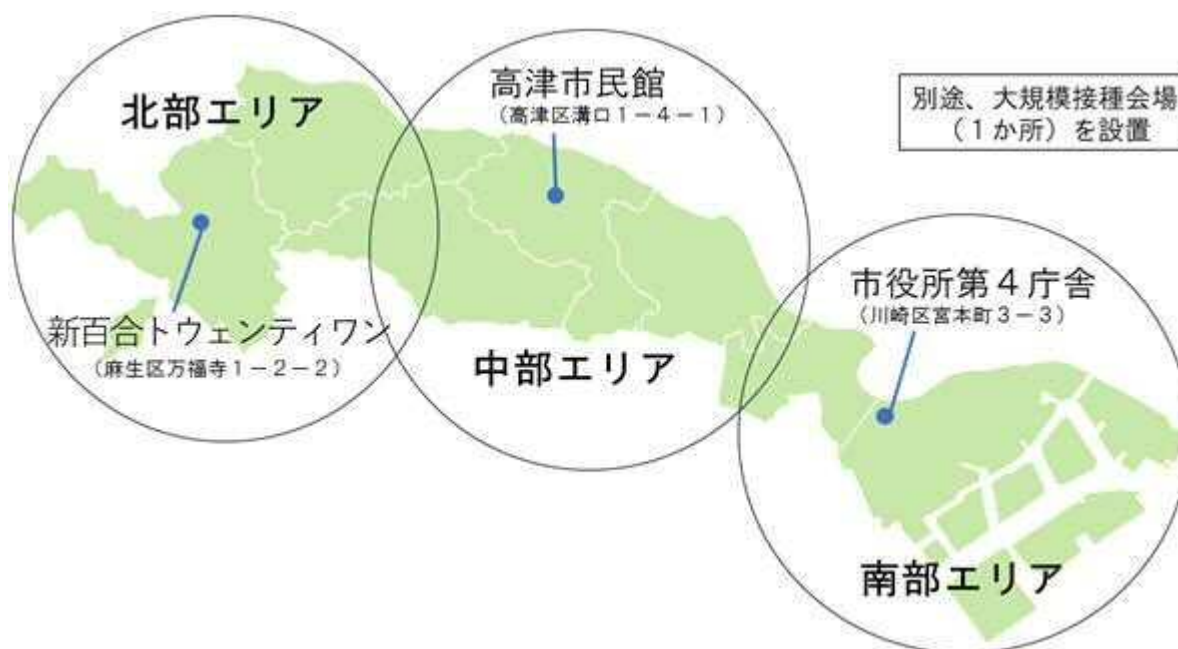
図6 高齢者接種における集団接種会場設置のイメージ



エ 一般接種時期の集団接種会場の開設・運営（令和4年5月～7月）

- 働き世代のニーズ等を踏まえ、市内南部・中部・北部の3か所の集団接種会場に再編し、効率的に運営する。
- 定期接種化等の動向も見据え、身近な地域の医療機関での接種を基本に、個別接種体制を補完する役割として集団接種会場を開設する。
- 開設時間は、午後・夜間を中心に、土日を含めて週6日の運営とする。

図7 一般接種における集団接種会場設置のイメージ



### (3) 個別接種

#### ア 接種体制の考え方

- ファイザー社のワクチンは、1回の配送単位が大きく、長期間の保管には超低温冷凍庫を必要とする。
- 超低温環境でワクチン保管を行うことが困難な医療機関においても接種を行えるよう、ワクチンの小分けが必要である。
- 円滑な個別接種の実施に向けては、協力医療機関の体制構築や適正管理によるワクチン移送等の支援が必要である。

#### イ 接種体制の方向性

- 身近な場所で安心してワクチン接種を受けられるよう、地域の医療機関の協力のもと個別接種体制を構築する。

#### ウ 個別接種体制

- 1・2回目接種と同等の接種体制を継続する。
- かかりつけ医療機関での接種を基本に、かかりつけ患者以外の希望者や小児・妊婦等への追加接種、新たな接種対象者への1・2回目接種を実施する。

#### 図8 個別接種実施医療機関のイメージ

(参考：新型コロナワクチン接種の協力医療機関)



## エ ワクチンの管理及び配送体制

- ファイザー社のワクチンを一元的に管理することにより、適正に保管・管理できる環境を整備し、集団接種会場や高齢者施設も含め効率的に配分・配送を行う。
- 各月の接種対象者数の見込みを踏まえて、医療機関からの注文に応じて、ワクチンを配送する。

図9 ワクチンの管理及び移送体制のイメージ



## オ 個別接種体制の構築に向けた支援

- 通常の診療とは異なる体制への対応が見込まれることから、人員や物品等の確保など、接種体制の整備に係る支援の継続を検討する。
- 新型コロナワクチンは、通常の医薬品とは異なる管理が必要となることから、ワクチンの保管環境の整備に係る支援の継続を検討する。
- ワクチン接種を促進するための支援の継続を検討する。
- ワクチン接種の予約サイトを活用した接種予約の管理を支援する。
- ワクチン接種円滑化システム及びワクチン接種記録システムを適切に運用するため、医療機関での対応が困難な場合、代行入力等の運営支援を行う。

## カ 予約受付の円滑化に向けた取組

- かかりつけ患者には、予約受付について声掛けを行うなど、円滑に予約が取れる体制を構築する。
- ワクチン接種を実施している医療機関がわかるよう、接種券に協力医療機関の一覧を同封する。
- 協力医療機関に対して、予約サイトの利用促進に向けた調整を行う。

## (4) 巡回接種

### ア 接種体制の考え方

- 高齢者施設の入所者は、感染が発生するとクラスターとなる危険性が高く、感染すれば、重篤な症状となる可能性も高い。
- 施設等に入所・居所する高齢者や特別な配慮が必要な者等においては、集団接種会場や医療機関に赴いてのワクチン接種が困難な状況が想定される。
- 施設等におけるワクチン接種には、嘱託医やかかりつけ医等との連携が不可欠となる。

### イ 接種体制の方向性

- 平時の接種方法によるワクチン接種が困難な高齢者施設等においては、施設の嘱託医等の協力により施設に巡回して実施する。
- 障害者やホームレス等、特別な配慮が必要な者に対して、巡回方式により接種を実施する。

### ウ 対象となる施設等の概数

- 市内の高齢者施設等の概数は次のとおりである。

施設種類		施設数
高齢者施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	56
	介護老人保健施設	19
	介護療養型医療施設	3
	特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）	110
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	135
	その他（有料老人ホーム等）	131
	小計	454
障害者支援施設	障害者支援施設等	7
	共同生活援助事業所（グループホーム）	338
	生活介護事業所等	169
	小計	514
合計		968

※ 令和3年11月1日時点

## エ 高齢者施設等への巡回接種の実施

- 高齢者施設等の入所者・入居者等を対象に、施設及び嘱託医等と調整し、接種を実施する。
- 1・2回目接種時の協力医療機関に対して、引き続き協力を依頼する。
- 巡回接種を実施する施設でワクチンの管理が可能な場合は施設にワクチンを配送する。
- 施設でワクチンの管理が困難な場合には、協力医療機関に配送し、医療機関から施設にワクチンを持参する。

図 10 高齢者施設等のワクチン移送体制のイメージ



## オ 特別な配慮を要する者への接種（地域巡回接種）

- 通常の体制では接種を受けることが難しい障害者（知的・精神）やホームレスなどの特別な配慮を要する者を対象とする。
- 対象者が安心して接種が受けられるよう、臨時的な接種場所を開設するなど、医療従事者等が巡回し、接種機会を提供する。

## カ 巡回接種体制の支援

- 施設の嘱託医等による接種体制を構築することが困難な場合は、接種医等の医療従事者の調整を行う。
- 多数の施設への接種を円滑に実施できるように、巡回接種を実施する協力医療機関の体制整備に係る支援を実施する。

## 6 ワクチン接種に関連する主な対応

### (1) 医療従事者等への追加接種

追加接種（3回目接種）においては、勤務する医療機関で接種を受けること（自院接種）を基本とし、接種を実施しない医療機関や薬局等に勤務する医療従事者は住民接種の枠組みで対応することとされている。

#### ア 自院接種の実施

- 自院接種可能な医療機関や対象者数を確認して、必要なワクチンを確保し、ワクチンを配送する。

#### イ 医療従事者の接種調整

- 自院接種が実施できない近隣の医療従事者の受入れについて、自院接種を実施する医療機関と調整する。
- その他、円滑な実施に必要な調整や支援を行う。

### (2) 市民に対する情報提供等

#### ア 情報提供

- 市民に対して分かりやすく正しい情報を提供するため、市ホームページや市政だより、各種広報媒体を活用するとともに、コールセンターを設置する。

#### イ 相談対応

- ワクチンに関する一般的な相談に対応するため、24時間体制のコールセンターを設置する。

#### ウ 転入者等への対応

- 接種券発行に関する申請手続きや接種券の発送スケジュールを個別に案内し、ウェブ等を活用した申請受付を実施する。
- 2回目接種の実施時期に応じて、接種券を作成し、発行する。



### (3) ワクチン接種の予約受付

#### ア 予約コールセンター

- 接種予約の受付を行う予約コールセンターを設置する。

#### イ 予約サイト

- 集団接種会場の及び個別接種（協力医療機関）の接種予約の受付を行う予約サイトを開設する。

### (4) 副反応への対応

副反応への対応は、国の役割（ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供、副反応疑い報告制度の運営及び健康被害救済に係る認定等）、都道府県の役割（専門的相談支援体制の確保等）、市町村の役割（医療機関以外の接種会場の運営、住民からの相談対応、健康被害救済の申請受付・給付等）を踏まえ、次のとおり実施する。

#### ア 集団接種会場・協力医療機関での対応

- 集団接種会場に救護室を設け、所要の医薬品・医療器材等を整備し、看護師を配置する。
- 集団接種会場では、接種後の経過観察場所に看護師を配置し、体調不良者やワクチン接種後のストレス反応に適切に対応する。
- 接種局所の異常反応や体調の変化が見られた場合は、速やかに医師の診察を受けられるよう救護体制を構築する。
- 被接種者に予防接種に対する不安によって生じる ISRR の症状が見られた場合は、適切に対応する。
- 救急搬送に備え、関係部署との連携体制を構築する。

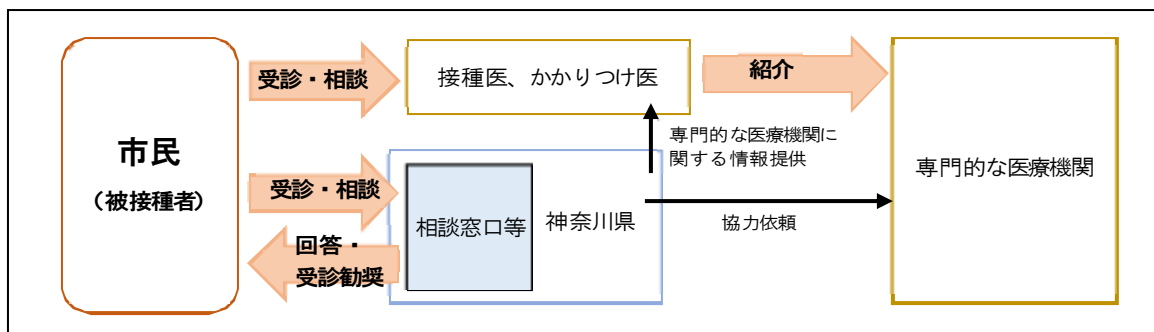
#### イ コールセンターでの対応

- 副反応に関する一般的な相談対応や、必要に応じてかかりつけ医等への受診案内を行う 24 時間体制のコールセンターを設置する。

#### ウ 神奈川県との連携

- 相談内容や被接種者の症状等に応じて、県が設置する専門的な相談窓口や専門的な医療機関につなげることができるよう、神奈川県との連携を図る。

図 11 ワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制の確保



## エ 健康被害救済制度

- 予防接種法の規定による副反応疑い報告は、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱について」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）に基づき実施する。
- 予防接種法第 15 条の規定に基づき、川崎市長は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について救済給付を行う。なお、救済給付に係る費用は、同法附則第 7 条第 3 項の規定により国が負担する。

## (5) ワクチンロス防止の取組例

追加接種（3 回目接種）では、2 回目接種から概ね 8 か月以上経過している必要があることに留意し、貴重なワクチンを無駄にしないため、状況に応じた柔軟な対応を行う。

### 〔取組例〕

- ワクチン協力者バンクを活用して、接種施設の近隣に居住しており、ワクチン接種を希望する者から接種対象者を選定し、接種を実施する。
- 急なキャンセル発生時には、接種会場の近隣の市職員や施設の職員等のうち、ワクチン接種を希望する者に対して接種を実施する。
- 1 バイアルから 7 回分採取可能な針・シリンジを活用し、ワクチンロスが発生しないよう調整して接種を実施する。

## (6) 障害者・外国人・戸籍又は住民票に記載のない者への対応

### ア 障害者への対応

- 障害特性に応じた合理的配慮を踏まえ、郵送物への点字や音声コードの表記、FAX による相談受付、コミュニケーションボード等による案内等の対応を行う。

## イ 外国人への対応

- 案内チラシを多言語で作成し、国が多言語化する予診票を活用する。
- 集団接種会場では、分かりやすい案内表示を行い、状況に応じて翻訳ツール等を活用する。

## ウ 戸籍又は住民票等に記載のない者等への対応

- DV等避難者、ホームレス、いわゆるネットカフェ難民等、戸籍又は住民票に記載のない者は、申し出に基づき、居住実態がある場合は接種券を発行する。
- 市のホームページ等で接種に関する必要な手続きについて案内し、関係部署や関係団体と連携し対応する。

## 7 市内医療関係団体との連携

安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての市民にワクチン接種を実施できる体制を構築するため、市内医療関係5団体（川崎市医師会、川崎市病院協会、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会）等の協力・連携のもと、医療従事者の確保をはじめ、市民への啓発・広報等の必要な取組を進める。

## 8 様式類

### (1) 接種券

接種の予約に必要なあなたのログインID  

--	--	--

**川崎市 新型コロナウイルスワクチン接種券**

**新型コロナウイルスワクチンを受けられます。費用負担はありません。**

2回目接種の完了日から一定期間経過した方にお送りしています。  
 ワクチンの接種を希望する方は、同封の案内をご確認ください。  
 川崎市を転出された方は、この接種券は使用できません。  
 現在お住いの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

接種券			
姓 名	2	3	4
姓 名	(□) 姓(のみ)		姓 名
姓 名			姓 名
姓 名			姓 名

診察したが接種できない場合			
姓 名	2	3	4
姓 名	(■) 姓(のみ)		姓 名
姓 名			姓 名
姓 名			姓 名

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証 (臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19	
3 姓 名	〒- - - - - コーパスは コーパス発行
接種年月日	
姓 名	
接種場所	

新型コロナウイルスワクチン1・2回目接種記録

	1回目	2回目
接種年月日		
メーカー		

※ 以下の場合、「\*」を表示しています。  
 ・海外で接種後に、川崎市へ転入した場合  
 ・海外で接種した場合 など

<b>当日の持ち物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチン接種券 シールを剥がす前に、接種場所へお持ちこたってください。</li> <li>●マイナンバーカード</li> <li>●本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など</li> </ul>
---------------	---

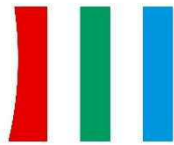
予防接種済証(臨時)は、予防接種法に基づく臨時接種として行われていることを示しています。  
 臨時の接種済証という意味ではありませんので、接種が終わった後、予防接種済証(臨時)は大切に保管してください。

姓 名	
姓 名	
生年月日	

## (2) 予診票

<h3>新型コロナウイルスワクチン接種の予診票 (追加接種用)</h3> <p>※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。</p>										
住民票に記載されている住所	都道府県			市区町村						
フリガナ				電話番号	( ) ( ) ( )					
氏名				性別	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女		診察前の体温	<input type="text"/> 度 <input type="text"/> 分		
生年月日 (西暦)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日
<p>既往事項</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種を受けたことがありますか。            接種日(1回目: 年 月 日、2回目: 年 月 日)            接種を受けたワクチン( )</p> <p>現時点で住民票のある市区町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市区町村は同じですか。</p> <p>「新型コロナウイルスワクチンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。</p> <p>現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。            病名: <input type="checkbox"/>心臓病 <input type="checkbox"/>腎臓病 <input type="checkbox"/>肝臓病 <input type="checkbox"/>血液疾患 <input type="checkbox"/>血が止まりにくい病気 <input type="checkbox"/>免疫不全  <input type="checkbox"/>毛細血管漏出症候群 <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>治療内容: <input type="checkbox"/>血をサラサラにする薬( ) <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名( )</p> <p>今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状( )</p> <p>けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。</p> <p>薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。            薬・食品など原因になったもの( )</p> <p>これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。            種類( ) 症状( )</p> <p>現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。</p> <p>2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類( ) 受けた日( )</p> <p>今日の予防接種について質問がありますか。</p>										
医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は( <input type="checkbox"/> 可 観 - <input type="checkbox"/> 具合合わせ ) 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。						医師署名又は記名押印			
医療機関記入欄	<input type="checkbox"/> 総合科(受付時間: ) <input type="checkbox"/> 休日 <input type="checkbox"/> 小児(6歳未満) <input type="checkbox"/> 予防① <input type="checkbox"/> 予防② <small>*接種する期間について、予約の受け方は自治体のホームページでご確認ください。</small>									
<p>新型コロナウイルスワクチン接種希望書</p> <p>医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。( <input type="checkbox"/> 接種を希望します・ <input type="checkbox"/> 接種を希望しません )</p> <p>この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。</p> <p>このことを理解の上、本予診票が市区町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険協会連合会に提出されることに同意します。</p> <p>年 月 日 接種者又は保護者自署</p> <p><small>(未成年である場合は保護者が署名し、同意書及び接種券上の捺印を記載し、接種券を交付する場合は保護者の署名、成年被保者の場合は本人又は成年被保者本人が署名)</small></p>										
医師記入欄	ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日			*医療機関コード・接種年月日は枠内に記すよう記入してください。				
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	実施場所	<input type="text"/>			医療機関等コード <input type="text"/>			
	※枠に合わせてまっすぐに貼り付けてください <small>(注)有効期限が切れている接種券</small>	<input type="text"/>	医師名	<input type="text"/>			接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日 <input type="text"/>			
				2022 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日						





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

**川崎市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画  
〔改定版〕**

発 行 川崎市  
発行年月 令和3年11月  
編 集 川崎市健康福祉局保健所  
新型コロナウイルスワクチン調整室